大阪市告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月10日

大阪市長　　横　山　英　幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第２号の規定に違反するので、令和８年11月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種　類	場　所
自動二輪車 （スズキ　青色）	住之江区南加賀屋２丁目５番先

（建設局総務部管理課）